

明石市立松陰厚生館屋上防水修繕業務特記仕様書

1 修繕概要

修繕名称	明石市立松陰厚生館屋上防水修繕業務
場 所	明石市大久保町松陰 9 5 番地の 2
期 間	契約の翌日から令和 4 年 7 月 2 9 日まで
概 要	屋上防水修繕

2 支払条件

完成後、一括払い

3 特記事項

- (1) 受注者は、修繕にあたって、要求性能を確保できるよう施工方法・内容を十分確認し、また、施設の行事や安全対策等に十分配慮の上、施工を行うこと。
- (2) 修繕担当技術者は、修繕期間中、できる限り変更しないこと。
- (3) 万一、事故や苦情が発生した場合には、速やかに対応するとともに、対応内容を記録し、本市担当係員に報告すること。
- (4) 修繕着手前に敷地内外（敷地内の既存建物、近接建物、道路等の構造物など）の写真撮影を行い、修繕完成時に現状復旧が行われているか確認すること。
- (5) 修繕期間中は、足場材の搬入・組立及び解体・搬出時等において、必要に応じて交通誘導員を配置して、通行人の安全を確保すること。
- (6) 作業工程、仮設計画等の作成及び修繕作業にあたっては、関係部局と十分に事前打ち合わせを行い、施設の運営に支障が生じないように配慮すること。
- (7) 原則、作業は月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時（祝日は除く。）までとする。
- (8) 敷地内は全面禁煙とする。
- (9) 本修繕を施工するにあたって、必要な用水・電力は施設より支給するものとする。

4 修繕内容

(1) 修繕範囲

松陰厚生館屋上全面

(2) 工法・施工

- ・ 平場・立上共、既存加硫ゴム系シート防水撤去、下地処理のうえ、加硫ゴム系シート防水貼施工（t 1. 5）
- ・ 端部 L 型アルミ押さえ金物
- ・ 施工に関しては、メーカー仕様に加え、公共建築改修工事標準仕様書に準拠すること。
- ・ 既存防水種別や下地の状況により不具合がある場合は、適切な提案を行うこと。
- ・ 防水保証は 1 0 年保証とし、3 者連名（受注者・防水施工者・メーカー）の保証書を 1 部提出とする。
- ・ 施工標識を施工箇所近傍の壁など、確認しやすい所に取り付けること。（アクリル板にエッチング文字にて、施工者・メーカー名・防水種別・保証年限などを記載。）